

北斗市	部	総務部	課	企画課
-----	---	-----	---	-----

投げ込み日 令和5年10月13日(金)

指定無

情報解禁日

「地域公共交通に乗ってみよう！ツアー」 開催

北斗市内の小学6年生を対象に、公共交通機関の乗り方を体験してもらうモニターツアーを実施します。
(昨年度から開始し、今年で2回目の開催)

○日程

10月14日(土)

○時間

午前 9時00分 ~ 午後 4時00分

○場所

別紙地図参照

北斗市役所正面玄関前 集合

○内容

中学生・高校生になると公共交通で通学する機会が増えるため、一足早くその使い方をマスターしてもらうことを目的とし、道南いさりび鉄道、函館バス、JR北海道の各路線で「切符の購入」「運賃の支払い」「時刻表の見方」を学びながら、実際に乗車と乗り継ぎを体験してもらうツアーです。

○今後の予定

来年度以降も年に1回の実施が出来るよう協議中

一口メモ

昨年に引き続き2回目の開催ですが、今回は北海道教育大学函館校の生徒に参加者の引率などの協力をいただいています。

企画課		課長	池田 貴史	
当日	連絡先	係長 村田 貴一	内線	
		090-1308-7623		
前日	連絡先	0138-73-3111	内線	237

【報道資料趣旨】

- 参加者等募集告知依頼
- イベント等の事前周知依頼
- イベント・会議等の取材依頼
- その他事業の取材依頼

人と未来とほくと。



地域公共交通に乗ってみよう!

いさ鉄・バス・JR

令和5年10月14日(土)

バスや鉄道といった地域の公共交通を将来も維持していくためには、たくさんの地域の皆さんに身近に感じてもらうことや気軽に利用してもらうことが大切です。

今回、北斗市内の小学6年生を対象に、バスや電車の乗り方を体験してもらうモニターツアーを企画しました。

中学生・高校生になると公共交通を利用する機会が増えると思うので、一足早く使い方をマスターしましょう!

●対象 北斗市内の小学校に在籍する小学6年生 (定員10名)

※応募者多数の場合は、抽選となります。

●参加料 無料

●昼食 昼食を用意します。

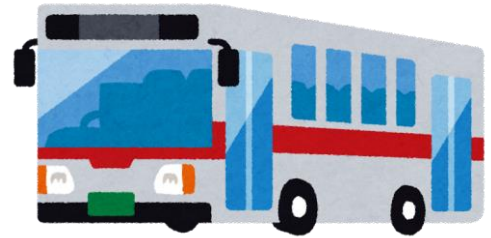
※アレルギーの有無を申込みの際に申し出てください。

●集合場所 北斗市役所正面玄関前

(北斗市中央1丁目3番10号)

●集合時間 10月14日(土曜) 午前9時00分

※集合・解散後の交通手段は、各自手配となります。



行程

- 9:00 集合、スケジュール説明
- 9:53 清川口駅出発(道南いさりび鉄道)
- 10:38 五稜郭駅前 バス210系統乗り継ぎ
- 11:45 新函館北斗駅 休憩・昼食
- 13:00 新函館北斗駅見学
- 13:49 新函館北斗駅出発(はこだてライナー)
- 14:10 函館駅 周辺散策
- 15:15 函館駅出発(道南いさりび鉄道)
- 15:35 清川口駅到着
- 15:40 北斗市役所・解散

申込み方法は裏面

申し込み方法

インターネットまたは電子メールにてお申し込みください。

1 インターネットでの申し込み

申し込みページにアクセスし、必要事項を入力してください。

URL:<https://www.harpp.lg.jp/VqE2SyYo>

2 電子メールでの申し込み

電子メールに以下の事項を記載の上、送信してください。

- ①参加者氏名・ふりがな・生年月日
- ②保護者氏名・ふりがな
- ③連絡先（携帯電話）
- ④郵便番号・住所
- ⑤学校名
- ⑥アレルギーの有無
- ⑦備考（任意）

※生年月日は、保険加入手続きに必要ですので、必ず記入してください。

●送信先メールアドレス

kikaku@city.hokuto.hokkaido.jp



3 申込期間

令和5年10月1日(日)まで

※参加決定者には、事前に連絡します。

注意事項・免責事項

1 注意事項

- (1) 同一名義で複数の申し込みはできません。
- (2) 参加決定者の変更や、第三者への参加権の譲渡は禁止します。
- (3) 移動・見学に当たっては、担当職員や現地係員等の指示及び注意事項を遵守いただき、円滑な進行に協力をお願いします。

2 免責事項

本モニターツアー参加者が以下の事由により損害を受けられた場合は、主催者側は賠償の責任を一切負いませんので、あらかじめご了承ください。

- (1) 参加者又は第三者の故意・過失により、参加者が損害等を負った場合。
- (2) 天災地異、気象状況、暴動又はこれらのために生ずるモニターツアーの中止。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うモニターツアーの中止。
- (4) 交通機関の遅延、事故若しくは火災又はこれらのために生ずる見学会の中止。
- (5) モニターツアーでの事故、盗難、発病、怪我等のほか、参加者自身が抱える持病等の悪化又は死亡。
- (6) 参加者自身による集合場所、出発場所への遅延による不参加。
- (7) 主催者が見学会に相応しくないと判断した場合のツアーへの参加取りやめ（迷惑行為、暴力、暴言等）。
- (8) モニターツアーに参加できなかったことによる申込者の損害等。